

高層建築物等の建築を検討されている皆様

総務省 総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課 基幹通信室です。

平素より、総務省の電波伝搬障害防止制度の運用につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく電波伝搬障害防止制度においては、電気通信業務、人命・財産の保護及び治安の維持等の用に供する重要無線通信について、高層建築物等の建築による通信の突然の遮断を回避することを目的として、総務大臣が必要な範囲で電波の伝搬障害を防止するための一定の区域（伝搬障害防止区域）を指定し、その区域内で建築される高層建築物等の建築主に対し、工事の着工前の届出を義務づけています。

※ 本制度の詳細は総務省電波利用ポータルを御覧ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/obstacle/index.htm>

本制度において、これまで、総務大臣は、伝搬障害防止区域を表示した図面（以下「伝搬障害防止区域図」という。）を総務省及び関係地方公共団体の事務所に備え付けるとともに、インターネット上の「伝搬障害防止区域図縦覧システム」に掲載し、一般の縦覧に供してまいりました。

今般、第 221 回国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 27 号）が成立し、関係地方公共団体の事務負担軽減を目的に電波法が一部改正されました。

これを受け、当該改正が施行される令和 8 年 9 月 3 日に、関係地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け及び縦覧を廃止することとします。

※ 報道発表（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban12_02000189.html

令和 8 年 9 月 3 日以降、伝搬障害防止区域図については「伝搬障害防止区域図縦覧システム」※1 を御利用いただくか、総務省総合通信基盤局及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の事務所※2 にお越しいただくことにより確認が可能です。

※1 伝搬障害防止区域図縦覧システム URL

<https://www.juran.denpa.soumu.go.jp/gis/index.html>

※2 総合通信局等の管轄地域と所在地（お問い合わせ先）

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/other/commtab1/>

その他、本制度について御不明な点がございましたら、高層建築物等の施工地を管轄する総合通信局等にお問い合わせください。

本制度の円滑な運用に向けて、引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。